

監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年12月6日

上田市監査委員 小池 功二  
同 尾島 勝

## 各監査結果及び措置、対応等内容

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
平成30年度 定期財務事務監査に基づくもの				
30	政策企画部	交流文化スポーツ課	行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。 (信州国際音楽村について、丸子地域教育事務所からの移管)	行政財産所管換えの手続きをしました。
30	政策企画部	丸子文化会館	自動販売機の設置について、公募入札に付さず許可による方法をとっているが、その理由が他の施設との整合性から著しく適正を欠くものと判断します。	公募入札に付し、他の施設との整合性を確保しました。
30	総務部	行政管理課	【全体意見】 ・庁用自動車の管理について 庁用自動車について、道路運送車両法第48条で規定される定期点検は、8割以上の課所で実施されている状況であったが、特殊車両の4割を占める消防団が日常使用している車両については、上田市の責任で実施している状況ではなく、改善が求められます。 その他の課所での未実施の理由は、予算措置をしていないからとのことで、何年間にもわたり未実施が常習化していました。 自動車の統括管理者による法定点検の実施状況の把握と、指導が必要です。	車両管理者に対して法定点検実施の徹底を図るとともに、定期的実施状況を照会することで、状況把握を行い、未実施が常態化することがなきよう取り組みます。
30	総務部 財政部	行政管理課	【全体意見】 ・内部統制への取組に係る意見 地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号:平成29年6月9日公布)の規定によれば、地方自治体における内部統制の導入については都道府県及び政令指定都市が対象となっており、その他の市町村については努力義務に留まっています。 しかし、財務会計事務について、チェック体制を整え、自己点検による正確な事務処理を進めていくためには、内部統制的な視点での業務改善は不可欠であります。 昨年度の定期財務事務監査結果を受けての措置通知では、「内部統制については、行政管理課、会計課及び財政課等が連携して、部長会議や課長会議を通して、各所属長が管理・監督者としての責任及び役割の再認識を図るとともに、各課の責任者である財務・会計事務担当者の職責についても理解し、担当者自らもその職責を再認識するよう、研修会等で周知徹底を図り、内部統制機能の再構築等、適切な運用体制の確保に取り組んでまいります。」との内容でした。 今の財務・会計事務担当者の活動の状況は、形骸化していると言わざるを得ず、実働できるためには、日常すべき業務の明確化、マニュアルの整備、それに対する指導等が必要です。 また、管理監督者については、内部統制の基本的な仕組みそのものを理解し、その視点で業務にあたるように、職員研修等の実施が必要と考えます。	【行政管理課・財政課】 当市において内部統制の導入は努力義務ではありますが、内部統制的な業務改善は重要と考えており、令和元年度当初の主管課長会議において、財政課及び会計課から、予算の適正執行及び管理に関して、管理監督者たる各所属長に対し、改めて事務処理に万全を期すよう依頼したところです。 このほど国から示された「内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を参考に、部課長会議等の機会を活用し、引き続き事務の適正な執行の確保に取り組んでまいります。 【会計課】 昨年度は、研修会等において財務・会計事務担当者の職責等について周知を図りましたが、残念ながら会計課としましても、活動に結びついていないとは言えない現状と認識しております。 本年度は、財務・会計事務担当者が実働できるように日常すべき業務を明確化するために、次の事項を実施いたします。 ・マニュアルの見直し、整備 ・伝票不備率を元に重点指導の実施 ・「赤伝」に財務・会計事務担当者の押印を求め、職員に対する指導等担当者の実効性を確保する。 ※「赤伝」とは、支出命令書等に誤っている箇所がある場合、担当課に支出命令書等を返却するが、その際、誤っている内容について記載し、添付する赤い紙。担当課は、支出命令書等の誤りを修正し、赤伝に担当係長、課長の決済をし、会計課へ返送する。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	総務部	行政管理課	行政財産目的外使用の使用料の納付が、著しく遅延していました。 (上田市観光会館の使用料 3件 調定:H29.4.1 納付:H30.2月)	使用料の期限内納付について、申請者に依頼してまいります。
30	総務部	情報システム課	調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。 (マルチメディア情報センター使用料、マルチメディア情報センター実費徴収金)	現金収納については、適正な事務処理の見直しを図った。更に、公金収納の取り扱いについて見直しを行った結果、マルチメディア情報センター事業を委託している上田市地域振興事業団に収納委託することとし、これにより改善を図った。
30	財政部	財産活用課	【全体意見】 ・普通財産の土地について 普通財産の所管は、上田市財務規則第173条の2第2項の規定により別段の定めをしたもの以外は、財産活用課長が所管することとされています。 現在の普通財産の土地の管理については、一部を除いて旧上田市及び真田地域自治センターの区域については財産活用課で、丸子地域自治センター及び武石地域自治センターの区域については、それぞれの地域振興課が行っています。 上田市地図情報システムの航空写真と地番図を基に現況を確認したところ、公園用地になっているもの、隣接する道路・河川との一体管理が望まれるものなどが見受けられ、行政財産として所管課への移管が望まれます。 また、市有地が周囲の土地と共に一体となって使用されているものについて、長期にわたり貸し付けをしている事例がありますが、随意契約による払下げを進める必要があると判断します。 普通財産の土地は基本的には民間へ売却し、固定資産税等を徴収すべきであると考えます。 これらの処分を推進する上で全市的に統一した管理マニュアルの作成や、財産活用課での一括管理、それが難しい場合は所管課への指導監督が望まれます。	・行政財産として所管に移管すべき土地については、判明次第、随時移管を行ってまいります。 ・長期貸付地については、借地人の意向を確認し希望者に対しては払い下げを進めてまいります。 ・普通財産の管理については、財産活用課での一括管理が困難なことから全市的に統一した対応が出来るよう所管課への指導に努め、処分を推進してまいります。
30	財政部	財産活用課	有償貸付している東御市和の土地について、東御市への国有資産等所在市町村交付金(国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条第1項第1号)の支払が確認できません。支払義務を確認し、適切な対応が必要です。	東御市に対し、令和2年度から国有資産等所在市町村交付金を支払ってまいります。
30	財政部	財産活用課	普通財産土地について、周辺用地と一体で公園用地として使用しているものがありました。行政財産として所管替えすべきと判断します。 (上田市芳田3780番地64他8筆) その他、道路、河川に沿い、その一部となっているものなどは、それぞれの管理者への移管を検討されたい。	上田市芳田3780番地64他8筆については、令和元年5月スポーツ推進課へ所管替えを行いました。 その他の土地についても、判明次第、随時移管を検討してまいります。
30	市民まちづくり推進部	移住交流推進課	随意契約(プロポーザル)による予定価格50万円以上の委託契約について、副市長決裁がありませんでした。 (異業種交流婚活促進業務)	上田市事務処理規則第4条第1項(専決事項)及び上田市財務規則第119条(随意契約によることができる額)について遵守し事務処理を適正に行うよう徹底を図りました。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	市民まちづくり推進部	城南解放会館	調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。 (各種講座受講料、隣保館使用料)	現金直接収納に係る調定について、当日起票するようにいたします。
30	生活環境部	廃棄物対策課	調定について、現金で直接収納した領収書控が、調定書裏面に添付されていませんでした。 (一般廃棄物処理業許可手数料)	調定書の綴りを副担当が定期的に確認し領収書(控)の添付を確認します。
30	福祉部	福祉課	調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。 (生活保護費返還金 滞納繰越分 調定日: H29.5.1)	未収金の翌年度調定日について、過年度分は4月1日、現年度分は6月1日であることを課内で徹底し、適正に事務処理を行ってまいります。
30	福祉部	福祉課	行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。 (財産: 旧社会就労センター上田事業所の土地 使用目的: 精神障害者小規模運営施設 許可期間: H29.4.1～H29.7.31 調定日: H29.5.1)	歳入の調定日の考え方について、課内に周知し、適正に事務処理を行ってまいります。
30	福祉部	福祉課	生活保護費返還金の未収金が7,500万円と多額になっています。このうち、生活保護法の改正により強制徴収公債権となり、受給者の申し出により保護費からの天引きも可能となった債権については、新しい制度を有効活用し回収に努めるとともに、支払い能力がない者については、早めの執行停止、不納欠損処理を進め、滞納額の縮小に努めてください。	生活保護費返還金の未収金については、新たな返還金額の増加の抑制に努めます。また、返還金の回収にあたっては、制度を最大限活用し回収に努め、生活保護が廃止等になった対象者の返還金については状況把握に努め適正な対応をとってまいります。
30	福祉部	高齢者介護課	調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。 (介護保険事業特別会計 配食サービス利用者負担金滞納繰越分 調定日: H29.5.1)	平成31年度から、4月1日付で起票を行うよう、担当職員に指示しました。 また、他の未収金についても同様に行うよう課内に周知徹底を図ります。
30	健康こども未来部	健康推進課	調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。 (健康教室等各種受講料 水中フィットネス講座受講料)	事務処理等再確認を行いました。今後も財務規則の規定に従い、適切な事務処理に努めてまいります。
30	健康こども未来部	保育課	保育所費負担金等について、消滅時効中断の事由を分割納付としていましたが、これについては、債務者本人以外の者が支払うことも想定され時効中断のための債務承認にはなりません。債務者の支払義務を明記した分納誓約書等に、本人自身の署名押印等をさせる必要があります。	分割納付を消滅時効中断の事由としていたものについて整理をし、すでに消滅時効を迎えていたものについて、不能欠損処理を行いました。 分納の際は、分納誓約書に本人自身の署名押印をさせるよう改善いたします。
30	健康こども未来部	子育て・子育て支援課	調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。 (児童扶養手当過年度分過誤払返納金 調定日: ①H29.10.6②H30.3.1 高等職業訓練終了支援給付金返還金(過年度分) 調定日: H30.1.16)	今年度分においては、4月1日付で調定を起票し、今後、他の収入科目を含む過年度分の未収金の事務については、同様に処理するよう課内周知を図りました。
30	商工観光部	商工課	行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。 (財産: 上田市技術研修センター 使用目的: 食堂、自動販売機 許可期間: H29.4.1～H30.3.31 調定日: H29.5.1)	行政財産の目的外使用料の調定について、行政財産の目的外使用に関する条例に従い適正な事務処理を行います。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	商工観光部	商工課	調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。 (計量器検査手数料)	本来、その日に調定を行うべきところ、1件、後日調定を行ってしまいました。今後は、その日に調定を行うよう周知するとともに、チェック体制の強化をまいります。
30	商工観光部	商工課	収納委託している使用料の調定について、委託収納報告書ごとではなく、1月分をまとめて起票していました。 (技術研修センター使用料)	現在は、適正な時期に調定を起票するよう改善しました。これからも適正に事務を実施してまいります。
30	商工観光部	観光課	行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。 (財産:別所温泉観光駐車場 使用目的:駐車場 許可期間:H29.4.1~H30.3.31 調定日:H29.5.1)	今後、行政財産の目的外使用料の調定について、行政財産の目的外使用に関する条例に従い適正な事務処理を行います。 また、再発防止のため、事務処理マニュアルを作成し、書類等のチェックの徹底を図ります。
30	農林部	農政課	行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。 (①浦里農林産物直売所、別所農林産物直売所について、農産物マーケティング推進室への移管 ②上田道と川の駅交流センターについて、管理課への移管)	速やかに行政財産所管換えの手続きを行いました。
30	農林部	農政課	行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。 (財産:農林漁業体験実習館 使用目的:自動販売機 契約期間:H26.4.10~H31.3.31 調定日:H29.4.10)	当該年度における年間を通じての行政財産の目的外使用料については、確実に4月1日付での調定処理を課内で再確認及び徹底しました。
30	農林部	農産物マーケティング推進室	行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。 (浦里農林産物直売所、別所農林産物直売所について、農政課からの移管)	速やかに行政財産所管換えの手続きを行いました。
30	農林部	森林整備課	行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。 (財産:市有林 使用目的:駐車場 外 許可期間:H29.4.1~H30.3.31 調定日:H29.4.4)	当該年度における年間を通じての行政財産の目的外使用料については、確実に4月1日付での調定処理を課内で再確認及び徹底しました。
30	都市建設部	管理課	行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。 (上田道と川の駅交流センターについて、農政課からの移管)	H30.4.1より農政課から管理課へ移管しました。 (組織改正に伴い、H31.4.1より管理課から交通政策課へ所管替え済み)
30	都市建設部	管理課	上田駅前広場のタクシー待機所について、平成16年度から地元のタクシー団体に対し、行政財産の目的外使用許可により貸付けし、料金は道路水路使用料(占用料)として歳入しています。道路法が適用される道路区域において、本来の目的であるタクシー待機所を目的どおり使用していることに対して「目的外使用許可」での取り扱いをし、占用料を徴収する方法に疑義を感じます。関係法令等を精査し、適切な対応をされたい。	上田駅前広場のタクシー待機場につきましても、令和2年度から道路法上の道路附属物として管理することとし、使用許可については、道路法に規定する道路占用として処理いたします。
30	都市建設部	都市計画課	庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。 (軽貨物【長野480こ-4669】、軽貨物【長野41す-3422】、普通貨物【長野400せ860】)	現年度(H30年度)、定期点検の対象であった普通貨物【長野400せ860】については、2月に定期点検を実施しました(軽貨物2台は車検に該当)。また、点検未実施としないよう一覧表を作成し管理いたします。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	消防部	消防総務課	上田市所有の消防団が管理する車両について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。	法定の定期点検費用分を団運営交付金機械管理費に増額する規程改正を実施、平成31年4月1日施行し、令和元年度から車両使用者である消防団に交付し、法定点検を実施させ、その結果(整備記録簿の写し)を消防総務課に提出することで、法定定期点検の実施を確認することとしました。
30	上田地域自治センター	豊殿地域自治センター	行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。 (財産:農村環境改善センター 使用目的:自動販売機 契約期間:H28.4.1~H31.3.31 調定日:H29.6.30)	調定の起票時期について、財務規則を再度確認をし、年度当初に行うようセンター内に周知を図りました。
30	丸子地域自治センター	地域振興課	自動販売機の設置について、「行政財産の目的外使用許可」で許可し、適正を欠く理由で使用料を免除していました。 (丸子地域自治センター庁舎に設置した自動販売機 3台(2業者))	令和元年度から、使用料を徴収することとしました。 また、来年度からは、事業者を公募により募集することとしました。
30	丸子地域自治センター	地域振興課	普通財産の土地について、道路・河川等の用地になっていると思われるものが見受けられ、現地調査を実施し、必要な所管替等の手続きをされたい。	順次財産の調査を行い、適切な財産管理を目指します。
30	丸子地域自治センター	市民サービス課	施行何から完了検査までの一連の関係書類が整っていませんでした。 (①丸子男女共同参画推進事業映画会上映業務【施行何なし】②丸子ふれあいステーション設備保守点検業務【入札執行何なし】③市営住宅管理業務【契約何なし】)	①平成30年度からは、関係書類の整備について改善しました。 ②平成30年度からは、関係書類の整備について改善しました。 ③市営住宅管理業務の契約案件は、H30年度業務から一連の関連書類を改善しました。 (契約何作成済)
30	丸子地域自治センター	市民サービス課	庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。 (軽貨物【480き8295】、普通貨物【11な3340】、普通貨物【400さ5837】)	法定の定期点検について、平成31年度から予算計上し、定められた期間内に実施します。
30	丸子地域自治センター	産業観光課	一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をしたと思われる事例がありました。 (観光施設整備事業費①町・高梨共同浴場天井等改修(屋根)工事 ②高梨共同浴場天井等改修(男子浴場脱衣室)工事 ③町・高梨共同浴場天井等改修(女子浴場脱衣室)工事)	当初は限られた予算で計画的に事業を進めていく予定であったが、現場状況や地元関係者からの強い要望等、状況がめまぐるしく変化する中で、要望が出された時点ごとに対応したため、指摘のとおり結果となりました。 調整不足による面もあったため、今後は関係者との事前協議を十分に行い、適正執行に努めてまいります。
30	丸子地域自治センター	建設課	一体性のある工事(工事価格500万円)を4分割し、業者の指名、入札、検査まで担当課で完結できる130万円未満の工事とし、同じ業者が受注していました。 (市道新設改良費 ①道路舗装工事(丸子運動公園線) ②道路舗装工事(丸子運動公園線)その2 ③道路舗装工事(丸子運動公園線)その3 ④依田川リバーフロント駐車場整備工事)	当初は限られた予算で計画的に事業を進めていく予定でありましたが、現場環境やスポーツ関係者からの強い要望等、状況がめまぐるしく変化する中で、要望が出された時点毎に対応したため、指摘のとおり結果となりました。 調整不足による面もあったため、今後は関係者との事前協議を十分に行い、このような事がないよう計画的な工事発注に努めます。
30	真田地域自治センター	地域振興課	有線放送電話使用料について、消滅時効が成立したものがありませんでした。不納欠損処理をしてください。	平成30年度では貸倒引当金が不足するため、令和元年度中にすべての不納欠損処理を進めます。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	真田地域自治センター	産業観光課	入札手続を回避するため、理由に合理性を欠く分割発注し、随意契約とした委託業務がありました。 (サニアパーク管理運営事業 バーチドレンコア抜き業務委託について、50万円未満、8件に分割し、同一業者が受注。)	実施時期及び方法等を精査し、適正な業務執行に努めてまいります。
30	真田地域自治センター	産業観光課	随意契約による委託契約について、見積経過書が作成されていませんでした。 (観光費(サニアパーク管理運営事業)の委託業務の全て)	契約検査課の「委託・リース契約事務マニュアル」にあるとおり、見積経過書を作成します。
30	武石地域自治センター	地域振興課	契約による市有地の貸付料について、消滅時効に達しているものがあります。私債権であるため不納欠損するには、相手方の時効援用が必要ですが、相手方が既に実体のない法人等で時効の援用が期待できない場合は、債権放棄の手続きを検討されたい。 (平成15年度～平成20年度 市有土地貸付料 3者、延べ11件、692千円)	相手方が死亡している案件については、相続人へ納付を催告していきます。時効援用の申出があった場合は、不納欠損を検討していく。実体のない法人の案件については、時効援用が難しいため、債権の消滅としないことから、議会での議決に基づく債権放棄も検討していきます。
30	武石地域自治センター	地域振興課	普通財産の土地について、道路用地等になっていると思われるものなどが見受けられ、現地調査を実施し、必要な所管替等の手続きをされたい。また、一画地の中で、部分的に貸し付けている土地が多数あり、随意契約での売却等を検討されたい。	対象土地について、関係課との現地調査を実施し、現況を確認のうえ、所管替等の手続きを検討していきます。 対象土地について、借受者の利用状況を確認し、公共的機能を果たしているか、借受者しか利用できないかを判断のうえ、随意契約での売却が可能か検討していきます。
30	会計管理者組織	会計課	【全体意見】 ・財務・会計事務担当者及び現金取扱員について 課内の財務・会計事務について指導、改善することを掌理する者として、各課に1名の財務・会計事務担当者を置いています。今年度の監査にあたり、課内の財務・会計事務の実態を財務・会計事務担当者が把握することを目的に、関係調書の作成を原則として財務・会計事務担当者が作成するよう通知したところ、財務・会計事務担当者による作成は、70%に留まりました。 財務・会計事務担当者については、課内で誰が任命されているのかが周知されていない課所も見受けられました。 また、現金取扱員については、人事異動に伴う任免の手続きがされていない課所が、9課所ありました。 財務・会計事務担当者が日常すべき業務を明確化し、実働するような改善が望まれ、現金取扱員の任免については、定期異動の際などは全課所から報告を求めるなどの改善が望めます。	財務・会計事務担当者については、所属長から課内に周知徹底するよう指導いたします。 また、業務を明確化、実働化するため、確認のポイント、既存マニュアルの見直しなどに取り組み、研修会等で周知してまいります。 現金取扱員の任免報告については、令和2年度から年度当初の多くの職員が異動する4月には、全課所からの報告とするよう改善します。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	会計管理者組織	会計課	<p>【全体意見】</p> <p>・調定事務について</p> <p>調定書について、未収金の次年度への繰越について年度当初の日付で起票されていない事例や、現金納付があった際に収入日で起票されていない事例など、起票すべき時期が不適切なものが18件見受けられました。調定書の大多数は、係長、課長までの決裁により課内で完結しますが、管理監督者が正しい起票日を認識しているかが問われます。年度当初、課所ごとに財務・会計事務担当者などによる指導等が望まれます。</p>	<p>財務・会計事務担当者及び事務担当者には、研修会等で引き続き適正な調定事務について指導してまいります。</p> <p>また、所属長に対して、6月から毎月、会計課で調整した歳入歳出執行状況表の内容を確認し、報告する仕組みを整えるとともに、会計課においても適切に調定がなされているかシステム等で確認し、厳正に指導してまいります。</p>
30	会計管理者組織	会計課	<p>【全体意見】</p> <p>・内部統制への取組に係る意見</p> <p>地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号:平成29年6月9日公布)の規定によれば、地方自治体における内部統制の導入については都道府県及び政令指定都市が対象となっており、その他の市町村については努力義務に留まっています。</p> <p>しかし、財務会計事務について、チェック体制を整え、自己点検による正確な事務処理を進めていくためには、内部統制的な視点での業務改善は不可欠であります。</p> <p>昨年度の定期財務事務監査結果を受けての措置通知では、「内部統制については、行政管理課、会計課及び財政課等が連携して、部長会議や課長会議を通して、各所属長が管理・監督者としての責任及び役割の再認識を図るとともに、各課の責任者である財務・会計事務担当者の職責についても理解し、担当者自らもその職責を再認識するよう、研修会等で周知徹底を図り、内部統制機能の再構築等、適切な運用体制の確保に取り組んでまいります。」との内容でした。</p> <p>今の財務・会計事務担当者の活動の状況は、形骸化していると言わざるを得ず、実働できるためには、日常すべき業務の明確化、マニュアルの整備、それに対する指導等が必要です。</p> <p>また、管理監督者については、内部統制の基本的な仕組そのものを理解し、その視点で業務にあたれるように、職員研修等の実施が必要と考えます。</p>	<p>【会計課】</p> <p>昨年度は、研修会等において財務・会計事務担当者の職責等について周知を図りましたが、残念ながら会計課としましても、活動に結びついていない現状と認識しております。</p> <p>本年度は、財務・会計事務担当者が実働できるように日常すべき業務を明確化するために、次の事項に取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの見直し、整備</li> <li>・伝票不備率を元に重点指導の実施</li> <li>・「赤伝」に財務・会計事務担当者の押印を求め、職員に対する指導等担当者の実効性を確保する。</li> </ul> <p>※「赤伝」とは、支出命令書等に誤っている箇所がある場合、担当課に支出命令書等を返却するが、その際、誤っている内容について記載し、添付する紙上に赤い線の入った紙。担当課は、支出命令書等の誤りを修正し、赤伝に担当係長、課長が決裁し、会計課へ返送する。</p> <p>【行政管理課・財政課】</p> <p>当市において内部統制の導入は努力義務ではありますが、内部統制的な業務改善は重要と考えており、令和元年度当初の主管課長会議において、財政課及び会計課から、予算の適正執行及び管理に関して、管理監督者たる各所属長に対し、改めて事務処理に万全を期すよう依頼したところです。</p> <p>このほど国から示された「内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を参考に、部課長会議等の機会を活用し、引き続き事務の適正な執行の確保に取り組んでまいります。</p>
30	上下水道局	サービス課	<p>水道料金、下水道使用料の徴収について、消滅時効期間を過ぎた年度にあたる未収金がありますが、時効中断の事由になる債務承認のための納付誓約書の徴取などの手続きが不十分でした。</p>	<p>水道料金、下水道使用料の滞納分について、納付誓約書を徴取した後、新たに発生した滞納分については、債務の口頭承認により、分割納付を継続しているものがありました。</p> <p>現在は、納付誓約書を1年ごと更新し、時効中断を図った上で分割納付の継続をしています。</p>
30	上下水道局	下水道課	<p>契約金額50万円を超える委託業務において、委託施行何に必要な市長決裁なされていませんでした。</p> <p>(管渠費 緊急汚泥引抜業務 上田その1)</p>	<p>各決裁者において、再度決裁区分に誤りがないか確認を徹底致します。</p>
30	上下水道局	丸子・武石上下水道課	<p>委託業務について、委託施行何が作成されていませんでした。</p> <p>(農業建設改良事業 財産処分報告書作成に伴う補則資料作成業務)</p>	<p>職員に周知徹底をし今後は気を付けます。</p>



監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	上下水道局	丸子・武石上下水道課	普通財産の土地について、管渠設置のために使用しているものは行政財産に用途変更し、不要な土地は売却処分等を検討されたい。 (上田市上丸子1500-24外4筆、上田市腰越1857-11他4筆)	腰越の4筆については、下水道管が埋設されている為、行政財産に変更しました。上丸子の4筆につきましては、売却の方向ですすめております。
30	教育委員会	教育総務課	130万円未満の随意契約による工事について、見積業者数がすべて2者で、業者の定着傾向が見られます。	随意契約ガイドラインに沿い、少額工事においては3者から見積を徴するとともに、地域性等も考慮する中で、多様な業者に工事が発注できるよう努めてまいります。
30	教育委員会	第一学校給食センター	委託業務について、施行伺に不備がありました。施行伺では、相手が特定されるものとの随意契約(地自令第167の2第1項第2号)の内容となっていました。実際は指名競争入札が行われていました。(冷暖房設備保守管理業務委託)	施行伺作成時の記載誤りによるもので、今後は書類作成時及び決裁時における確認をより確実に行います。
30	教育委員会	丸子学校給食センター	庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。 (軽貨物【長野41け9790】、軽貨物【長野480<9811】)	庁用車の管理について、法定の定期点検を、定められた期間で実施するよう、是正措置を講じます。
30	教育委員会	学校教育課	調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。 (放課後児童クラブ使用料滞納繰越 調定日H29.5.31)	調定日についても適正な事務処理を行います。
30	教育委員会	学校教育課	消滅時効期間を過ぎた年度にあたる未収金がありますが、時効中断の事由になる債務承認のための納付誓約書の徴取などの手続きが不十分でした。(放課後児童クラブ使用料)	消滅時効を迎えた未収金については不納欠損処理を行い、必要な場合は納付誓約書を徴取するよう事務を改めます。
30	教育委員会	上野が丘公民館	行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。 (財産:上野が丘公民館 使用目的:自動販売機 契約期間:H28.4.1~H31.3.31 調定日:H29.5.8)	今後は財務規則を遵守し、適切な事務処理に努めます。 (平成31年度分については、4/1に起票済み)
30	教育委員会	上田市立上田図書館	庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。 (普通特種【長野800さ4566】)	法令に基づき、定期点検を実施してまいります。
30	教育委員会	上田市立丸子図書館	庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。 (普通特種【長野800さ8434】)	法令に基づき実施します
30	教育委員会	丸子地域教育事務所	行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。(信州国際音楽村について、交流文化スポーツ課への移管)	行政財産所管換えの手続きをしました。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	教育委員会	丸子地域教育事務所	行政財産の目的外使用料について、明確かつ合理的な理由がなく、使用開始後に納付されていません。 (3件 ①財産:丸子総合体育館及び総合グラウンド 使用目的:自動販売機 許可期間:H29.4.1~H30.3.31 納付日:H29.5.24 ②財産:東内グラウンド 使用目的:仮設現場事務所等 許可期間:H30.3.26~H30.8.13 納付日:H30.4.3 ③財産:東内グラウンド 使用目的:仮設現場事務所等 許可期間:H30.3.26~H30.9.30 納付日:H30.3.30)	財務規則に基づき、適正な事務処理に努めます。
30	教育委員会	丸子地域教育事務所	業務委託について、施行荷がないもの、請負業者からの完了届が未提出のものなど、一連の事務手続きに不備が見受けられました。	財務規則に基づき、適正な事務処理に努めます。
30	教育委員会	丸子地域教育事務所	庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。 (軽貨物【480す5221】、軽貨物【41き1345】)	法定の定期点検が、定められた期間で実施するよう改善します。
30	教育委員会	真田地域教育事務所	受領日から相当な期間(1週間)を超えて公金口座へ入金されているものがありました。 (各種講座等受講料 受領:H29.7.21 入金:H29.8.8)	財務規則を遵守し、適正な事務処理を行います。
30	教育委員会	武石地域教育事務所	行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。 (財産:武石公民館外2か所 使用目的:自動販売機 契約期間:H28.4.1~H31.3.31 調定日:H29.4.5)	適切な調定日に調定を起票するように心がけるとともに、上司のチェックをうけることとします。

各監査結果及び措置、対応等内容

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
平成30年度 行政監査に基づくもの				
30	財政部	収納管理課 (破産事件に係る交付要求配当金、滞納処分に係る差押金、滞納処分に係る交付要求配当金)	<p><b>【意見】</b>            実査により管理状況を確認したところ、収納担当と現金振替を行う管理係それぞれで複数のチェックが入る体制が整備されており、差押金として収納された現金は、およそ2週間後には各滞納科目へ振替が行われていました。不明額は、現状のようなチェック体制や台帳のシステム管理が整備される以前において発生したものと考えられます。            当現金は、携わる職員が多いことから、今後不明額が発生しないよう明文化した取扱基準を整備することが必要と考えます。            また、現在の不明額をどのように処理をするのか検討をしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差押現金の振替は取り扱う件数が多く、担当する職員の異動もあるため、現在のチェック体制や台帳のシステム管理を基に、取扱基準を整備してまいります。</li> <li>・不明額につきましては、現存するデータを基に調査しましたが、原因究明には至りませんでした。            現在の不明額は、今後法的に問題の無いよう、適正な処理方法を検討してまいります。</li> </ul>
30	市民まちづくり推進部	市民課 (電子証明書発行手数料)	<p><b>【意見】</b>            修正必要額が生じた原因は、データ共有が本庁と各地域自治センターにおいてなされていなかったためと考えられます。今年度よりネットワーク上に共有台帳を管理し対応はされてきました。            当現金は、会計年度単位で処理し、完結する現金であることから、年度末の適正な事務処理に努め、繰越額の内容には十分に留意してください。</p>	<p>修正必要額が生じた原因は、市民課において各地域自治センター分の申請件数の把握ができていなかったためと思われます。平成30年度分より庁内ネットワーク上に共有台帳を管理し、地域自治センター分の申請件数が随時把握できるようにしました。            今後は、年度末に申請件数と繰越額の確認を十分に行い、適正な事務処理に努めてまいります。            なお、平成28年度から繰り越されていた200円については、令和元年5月10日に本来納付すべき地方公共団体情報システム機構へ払出いたしました。</p>
30	生活環境部	住宅課 (市営住宅入居敷金)	<p><b>【意見】</b>            不明額は、退去後等に何らかの理由で敷金返金がなされなかった分と考えられます。            また、現在の保管現金の中には、亡くなられて親族が不明等で返金不可能となったものなど、非居住者分の未返金敷金1,460,800円が含まれていました。            今後不明額が発生しないよう、明文化した取扱基準を整備することが必要であるとともに、現在の不明額65,030円と非居住者分の未返金敷金1,460,800円の今後の取り扱いについて、速やかに再調査等を行い、どのように処理をするのか検討をしてください。</p>	<p>取扱基準の整備については、従来の処理フロー図に毎月の確認事務も明記した「入居敷金等の受払及び残高確認フロー図」を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、毎月、複数の職員によるチェック体制によって、敷金管理を実施しております。            不明額については、現在保管している関係書類をすべて確認しましたが、原因究明には至っていない状況です。            非居住者分の未返金敷金等については、居住地調査又は、親族調査を実施して敷金等の返金に努めてまいります。なお、使用料等の滞納がある場合は、敷金等を滞納している使用料等へ充当処理を行っております。            今後調査しても返金することができない不明額及び敷金等につきましては、適正な処理方法について検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷金等……市営住宅入居敷金及び市営住宅駐車場保証金</li> <li>・使用料等……市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料及び督促手数料</li> </ul>

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	福祉部	福祉課 (震災等に対する義援金)	<p><b>【意見】</b> 日本赤十字社では、義援金の三原則として「迅速性」「透明性」「公平性」をあげています。上田市でも募金者の意思に基づき、義援金が速やかに、公平に活用され、その用途の透明性の確保がなされる体制を求めます。</p> <p>そのためには、現在、現金保管を福祉課が行い、災害支援本部を統括する危機管理防災課が送金先の決定を行っていますが、受入から送金まで一課が一元管理し「迅速性」を高め、義援金の受入期間や出納、保管等についての明確な基準を定めて「公平性」を保ち、送金状況については速やかに公表を行い「透明性」を確保するなどの必要があると考えます。</p>	<p>本年1月に「平成30年度行政監査に係るヒアリング」(危機管理防災課と福祉課が対象)を受けたことに伴い、危機管理防災課にて保管していた東日本大震災分の義援金残額すべて(1,144,874円)を当課から日本赤十字社へ送金したところであります。(4月中に送金済み)</p> <p>今後につきましても、当課受付分である日赤義援金だけでなく、危機管理防災課受付である市長直接扱いの義援金の必要部分についても、寄付者の意思を尊重し適正に活用されるよう、用途の透明性をはかるとともに、日本赤十字社への送金を速やかに行うよう、さらなる連携・情報共有に努めてまいります。</p>
30	会計管理者組織	会計課	<p><b>【意見】</b> ・歳入歳出外現金の取り扱いにおける内部統制について 歳入歳出外現金は、市の所有に属しない現金であり、各課においては、金額や債権等を正確に把握し、適時適切に支出等を行わなければなりません。</p> <p>しかしながら、今回の監査を契機に、改めて該当現金の内容把握に努めた課所が多く、また、受払簿の整備不備、残高内容が未確認のまま年度末に繰越処理が行われている等の実態もありました。</p> <p>このような状況では、公金事故等の発生や、仮に公金事故等が発生していても発見が困難になるなどの様々なリスクが存在します。</p> <p>歳入歳出外現金の出納及び保管について各課が適正に行えるよう、会計課において歳入歳出外現金の取り扱いにおけるマニュアルや取扱要綱の整備を進め、指導を求めます。</p>	<p>歳入歳出外現金の取り扱いについては、事務処理に関する手順書を作成し、平成31年3月14日に全職員へ周知しました。担当課において「歳計外現金管理台帳」を作成し、財務会計システムから出力した「歳計外現金受払簿」と定期的に突合するようにしています。</p> <p>平成30年度末に保管している歳入歳出外現金については、担当課において内容を精査し、「歳入歳出外現金現在額通知書」を会計課に提出してもらい、必要に応じて指導してまいります。なお、担当課における年度末の確認及び報告については、継続して実施してまいります。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
平成30年度 財政援助団体等監査に基づくもの				
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	<p>【指摘】</p> <p>(1) 指定管理者が行う業務の範囲に関すること</p> <p>上田市コミュニティ施設条例や募集要項、基本協定書、管理業務仕様書において、指定管理者が行う業務の範囲として「施設設備等の利用許可等に関する業務」や「施設等の利用料金に関する業務」が規定されています。上田市コミュニティセンター西内は、農林経営研修室、教養講座室、大会議室、調理実習室、浴室があり、これらの利用について業務を行うこととなっています。</p> <p>このことについて現地監査を含め確認したところ、指定管理者は、浴室の利用に関する管理運営の業務は行っていました。会議室等の管理運営業務は西内自治会と平井自治会が行っている状況でした。</p>	<p>以前から会議室等の管理運営業務は、西内自治会と平井自治会が行っていましたが、市の承認を受けていませんでした。</p> <p>令和元年度から指定管理者と西内自治会及び平井自治会とで会議室等の受付業務及び鍵の開閉業務の委託契約書を締結し、一部の指定管理業務の第三者への委託について市の承認を受けるように改善しました。</p>
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	<p>【指摘】</p> <p>(2) 施設の開館時間に関すること</p> <p>上田市コミュニティセンター西内の開館時間は、条例や管理業務仕様書で午前9時から午後9時までと定められています。</p> <p>このことについて、現地監査や受付業務従事者の就業報告書で確認したところ、受付担当職員の勤務時間は主に午後1時から午後8時30分までの勤務となっていました。また、休館日である月曜に勤務実態がありました。</p> <p>これら開館時間等の変更について、市の承認は得ていませんでした。</p>	<p>開館時間と休館日について、市の承認を受けずに変更していましたが、令和元年度から開館時間と休館日の変更について市の承認を受けるように改善しました。</p>
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	<p>【指摘】</p> <p>(3) 利用料の減免に関すること</p> <p>管理業務仕様書では、利用料金の減免について「減免の申請があった場合」を前提として「西内自治会及び平井自治会へ加入する会員及び当該自治会が所属する団体等が、コミュニティ活動の一環として利用する場合は、利用料金は全額免除する」とありますが、申請の書類が確認できず、また市の承認もないまま両自治会の施設利用料や冷暖房利用料の全てが免除となっていました。</p> <p>また、浴室利用料については、条例で定められた料金が市の承認なしに免除されていました。</p>	<p>利用料金の減免について、利用許可申請書(兼減免申請書)の様式を改正し、適正な申請書とし、指定管理者が利用許可及び利用料金の決定をするように改善しました。</p> <p>また、会議室等及び浴室利用料の減免基準を作成し、令和元年度から市の承認を受けるように改善しました。</p>
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	<p>【指摘】</p> <p>(4) 修繕料の精算に関すること</p> <p>管理業務仕様書では、「指定管理料等の精算」として修繕料の実績額が、指定管理料として予算計上された額を下回った場合は、その差額を返納することを定めています。</p> <p>このことについて、平成29年度の修繕料実績額は30万7千円であり、予算額50万円を下回っていましたが精算が行われていませんでした。</p>	<p>修繕料について、適正な予算額となるよう精査します。また、実績額が予算額を下回った場合は、その差額を返納するように改善します。</p>

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	【指摘】 (5)適正な科目管理に関すること 事業計画書の収支予算書では、消耗品費と燃料費が区別され計上されていましたが、現状では、燃料費は事務費の中の消耗品費として伝票が作成され、事業報告書の収支決算書でも消耗品費として計上されていました。	適正な予算科目の管理をするように改善します。
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	【指摘】 (6)備品の管理に関すること 基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。 このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっていますが、現地監査において、市や指定管理者に帰属しない備品が保管されていたり、前指定管理者が所有していた備品が保管されたままになっている状況でした。	適正な備品の管理をするように改善します。
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	【指摘】 (7)自動販売機に関すること 施設の玄関内に自動販売機が設置されており、契約状況を確認したところ、前指定管理者が設置し、その後、市、指定管理者のどちらも契約を交わさないまま設置されている実態がありました。	前指定管理者が、福祉支援機として設置した自動販売機が、指定管理者が代わった後も設置され続けていました。設置者及び販売業者と協議し、3月末をもって契約を解除し、自動販売機を撤去しました。
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	【意見】 (1)条例、協定書等に基づいた管理業務の徹底について 指定管理者の業務は、条例や基本協定書等において規定されています。しかしながら、今回の監査で確認したところ、定められた業務が指定管理者によって実施されていませんでした。 特に、行政処分たる施設の利用許可に関する業務は、上田市行政手続条例で、指定管理者は利用許可権限を行使できるものとされていますが、コミュニティセンター西内の施設利用の許可を実質的に行っている自治会においては、そのような許可権限が与えられていません。 また、鍵の管理等防犯上の問題も危惧される場所です。 現在のコミュニティセンター西内の管理状況は、条例違反、協定違反であり、指定管理料670万9千円の算出根拠についても疑義が残る状況です。 速やかに条例や協定書等に基づいた管理業務の徹底を行うべきです。	施設の利用許可業務及び利用料金の決定業務について、指定管理者において実施するように徹底しました。 会議室等の受付業務及び鍵の開閉業務について、市の承認を得て地元自治会へ再委託するように改善しました。 指定管理料の算出について再調査し、減額できる部分があるか今後精査していきます。 上記の指摘事項について改善し、条例、協定書等に基づいた管理業務がなされるよう努めてまいります。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	<p>【意見】</p> <p>(2)設置目的に沿った管理運営について この施設の設置目的は「山村振興法の理念にのっとり地域の産業振興と住民の福祉向上を図る」とされています。</p> <p>山村振興法の基本理念は同法第2条の2で「森林等の保全を図る」ほかに「産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ること」とあり、コミュニティセンター西内はこの理念を基に運営されるべき施設と考えます。</p> <p>しかしながら、現在の指定管理者の管理業務は、施設の一部である浴室の利用に関する管理業務のみとなっており、施設所管課である丸子地域自治センター地域振興課においても設置目的に則した事業が行われている状況ありません。</p> <p>現在の社会・経済等の情勢を踏まえたコミュニティセンター西内の具体的な設置目的を明らかにし、施設のあり方を再検討すべきと考えます。</p>	コミュニティセンター西内の設置目的が「山村振興法の理念にのっとり地域の産業振興と住民の福祉向上を図る。」であることから、設置目的を明確にし、施設のあり方を再検討し、設置目的を達成するように努めてまいります。
30	丸子地域自治センター	地域振興課 (上田市コミュニティセンター西内)	<p>【意見】</p> <p>(3)施設の公共性の確保、説明責任と透明性の確保について 「長野県山村振興基本方針」では、上田市の中の室賀村、西内村、長村、傍陽村、武石村の地域を振興山村と指定しています。しかしながら、西内村地域以外の区域にコミュニティセンター西内のような申請により無料利用できる浴室を設けた施設はありません。</p> <p>平成29年度の指定管理者の事業報告を確認すると、浴室の利用者は年間14,539人、浴室利用は地元住民に限定しているわけではありませんが、9割以上の利用料金が免除されていました。</p> <p>他の振興山村地域との比較、利用状況、毎年600万円以上の指定管理料の支出、前述した(1)、(2)の状況を踏まえても、公共性の確保、説明責任と透明性の確保を今後十分に検討すべき施設と考えます。</p>	コミュニティセンター西内は、昭和57年に地域住民の交流等を目的として地元自治会の共同集会施設として建設され、その後、隣接地に下水道処理場を建設する際の地元要望により、平成2年に内村地区の老人福祉施設として入浴施設を増築し、地元住民は無料で浴室を利用できるようにした経過があります。入浴施設を増築してから30年ほど経過しており、設備の老朽化が著しく、設備の更新するには多額の費用を必要とするため、今後、入浴施設の維持管理について地元自治会と協議し検討していきたいと考えております。
30	武石地域自治センター	産業建設課 (上田市岳の湯温泉雲溪荘)	<p>【指摘】</p> <p>(1)修繕料の精算に関すること 管理業務仕様書では、「指定管理料等の精算」として修繕料の実績額が、指定管理料として予算計上された額を下回った場合は、その差額を返納することを定めています。</p> <p>このことについて、平成29年度の修繕料実績額は100万5千円であり、予算額120万円を下回っていましたが精算が行われていませんでした。</p>	今後、修繕料の実績額が、指定管理料として予算計上された額を下回った場合は、管理業務仕様書の規定に基づき精算を行い、再発防止のため、書類等のチェックの徹底を図ります。

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	武石地域自治センター	産業建設課 (上田市岳の湯温泉雲溪荘)	<p>【指摘】</p> <p>(2) 備品の処分に関する事 上田市財務規則第224条では、修繕しても使用に耐えない物品や修繕をすることが不利と認められる物品などは、財産管理者が「物品組替兼処分申請書により財産活用課長又は地域自治センター地域振興課長へ協議のうえ不用の決定をしなければならない。」と定めています。</p> <p>このことについて、平成29年度上田市岳の湯温泉雲溪荘では片袖機などの6備品18点を破棄していますが、事前協議が行われていませんでした。</p>	今後、備品を破棄する場合は、財務規則の規定に基づき適正な事務処理を行い、再発防止のため、財務規則を再確認するとともに、書類等のチェックの徹底を図ります。
30	武石地域自治センター	産業建設課 (上田市岳の湯温泉雲溪荘)	<p>【指摘】</p> <p>(3) 自動車の貸与に関する事 「上田市公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」の中で、施設備品の取扱いについて「自動車については貸与しない」と定められています。</p> <p>このことについて、当施設には庁用自動車であるマイクロバスが2台無償貸与されていました。</p>	指定管理業務の利用者サービスとしてマイクロバスの送迎は必要なため、平成31年4月に指定管理者と協議して、仕様書の改定を行い、無償貸与する車両の運行及び維持管理に関する業務の、無償貸与する車両、使用基準、運行等について具体的な取り決めに追加しました。
30	武石地域自治センター	産業建設課 (上田市岳の湯温泉雲溪荘)	<p>【意見】</p> <p>(1) 自動車貸与におけるリスク負担について 市が指定管理者に無償貸与している自動車は、利用者の送迎に使用していることから、事故の際は損害賠償等の大きなリスクが生じる可能性があります。</p> <p>リスク負担の基本的な考え方や損害賠償の義務については管理業務仕様書や基本協定において定められていますが、自動車事故の場合、民法や国家賠償法、自動車損害賠償保障法など賠償責任について様々な法律等が関係するため、仕様書等において具体的な取り決めが必要と考えます。</p>	指定管理業務の利用者サービスとしてマイクロバスの送迎は必要なため、平成31年4月に指定管理者と協議して、仕様書の改定を行い、リスク負担の基本的な考え方や損害賠償の義務等について具体的な取り決めに追加しました。



監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	武石地域自治センター	産業建設課 (上田市岳の湯温泉雲溪荘)	<p><b>【意見】</b></p> <p>(2) 公共の宿泊施設としての存続について 上田市岳の湯温泉雲溪荘は「地域住民に保健休養の場を提供するため」に設置されていますが、現在の利用状況は、市内利用者が48%であり、市外利用者を下回る状況です。 地域の観光資源としての位置付けは否定できませんが、上田市が年間3,500万円の指定管理料を支払い運営する施設に対して、上田市民の利用が大半の体育施設等とは異なり、その公共性について市民自身が納得できるかに疑問を感じます。 近年は人口減少や顧客ニーズ等の変化により市内の民間事業者が経営する温泉旅館を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。 今後、老朽化が進んでいる当施設は、大規模改修による多額の経費が見込まれ、その投資に見合う収益の見込みは大変厳しいと言わざるを得ません。 また、衰退している温泉旅館の振興策を考えなければならない立場の上田市が、この施設に多額の公費を投じて存続すべきかは、大きな問題であります。 第三次行財政改革大綱を受けて平成28年6月に策定された「第三次行財政改革大綱アクションプログラム」の中で当施設は、廃止又は民間等への譲渡を含めた検討をし、平成32年度までに方向付けを行うことが示されています。 今後行われるサウンディング調査なども十分に活用し、公共施設として当施設を存続してよいものかを検討し、目標期限までに結論を出すことが望まれます。</p>	<p><b>【経過】</b></p> <p>・ 上田市公共マネジメント基本方針に基づき、平成29年度以降、武石地域自治センターのセンター長、課所長、係長で構成する「武石地域観光施設等あり方検討会」を設置し、民間事業者の様々なアイデア等の把握のためのサウンディング型市場調査、指定管理者との経営改善等の意見交換、また、武石地域協議会の要望書、意見書も参考に施設の存続、縮小、休止、譲渡、賃貸借、廃止等の方向性について協議し、平成30年度、管理、運営方針について「当面、施設を存続する」決定を行いました。</p> <p><b>【今後のあり方】</b></p> <p>・ 引き続き、次のとおり公共施設マネジメントの取組を行ってまいります。</p> <p>(1) 指定管理の更新について 当面は、指定管理者制度により施設を存続する方針とするが、指定管理者の更新毎に、施設の存続、縮小、休止、譲渡、賃貸借、廃止等のあり方等の見直しを行う。</p> <p>(2) 地域住民による利用促進の取組について 市として、武石地域協議会や住民自治組織である住みよい武石をつくる会、指定管理者とともに、地域の企業、自治会、高齢者クラブ等の各種団体への利用促進を呼び掛け、市民協働により地域において「使って残す」取組を実施する。</p> <p>(3) 収支の検証と各種取組について 武石地域協議会からの意見書の雲溪荘の事業改善への提案についてを参考に、指定管理者と協議し、宿泊利用者数及び武石地域住民の利用者数の増加に努め、指定管理料の縮減などの経営改善の取組を進める。</p> <p>(4) 地域住民の意向確認について 武石地域住民への現状を周知するための住</p>
30	教育委員会	スポーツ推進課 (アクアプラザ上田)	<p><b>【指摘】</b></p> <p>(1) 利用料金の減額等に関すること 上田市室内プールの利用料金については、上田市室内プール条例で定められており、減額又は免除においても「あらかじめ市長が定める基準に従い利用料金を減額し、又は免除することができる」とされています。 このことについて、仕様書では申請のあった場合に学校関係等の減免対象を定めていますが、これに該当しない団体へ市の承認なしに割引きを適用したり、割引券を発行していました。</p>	<p>(1) 対応等 指定管理者から承認申請を提出させ、割引について承認しました。 今後は必ず事前に承認を受けるよう指導しました。</p>
30	教育委員会	スポーツ推進課 (アクアプラザ上田)	<p><b>【指摘】</b></p> <p>(2) 備品の管理に関すること 基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。 このことについて、基本協定締結時に示された備品1の一覧と財務会計システムにおける備品台帳に相違がありました。</p>	<p>(2) 対応等 備品1については一覧表と備品台帳の整合を図ります。備品2・3についても改めて内容を確認し、適正な管理に努めます。</p>

監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
30	教育委員会	スポーツ推進課 (アクアプラザ上田)	<p><b>【指摘】</b></p> <p>(3) 事業報告書に関すること 上田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例では、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する①管理業務の実施状況及び利用状況、②使用料又は利用に係る料金の収入の実績、③管理に係る経費の収支状況、④このほか、管理の実態を把握するために必要な事項、を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない、と定めています。</p> <p>このことについて、平成30年3月31日付で指定管理者からスポーツ推進課へ提出された平成29年度「上田市室内プールの施設事業報告書」を確認したところ、報告書内の文書が年度当初に提出された事業計画書の文末を変更しただけであったり、示された参照ページが存在しないなどの箇所が多数見受けられました。また、職員配置の実績、設備保守点検業務の実績、職員研修の実績等が具体的に示されておらず、管理の実態が把握できませんでした。</p> <p>さらに、現地監査において伝票と事業報告書を比較したところ、金額や消費税の積算について相違があり、提出された収支決算書の数字に疑義が残る事例がありました。</p>	<p>(3) 対応等 事業報告書を再提出させ、報告書の内容について再確認しました。 今後は複数の職員で報告書の内容を確認するよう改めます。</p>
30	教育委員会	スポーツ推進課 (アクアプラザ上田)	<p><b>【意見】</b></p> <p>(1) 所管課のチェック体制について 利用料金の設定、備品管理の実態、事業報告書の正確性等は、所管課であるスポーツ推進課の適正なチェックにより改善されるものと考えます。</p> <p>再度、条例や基本協定書等の内容を確認し、指定管理者から提出された事業計画書や事業報告書等の確認方法、定期的な実地調査等、検討することを求めます。</p>	<p>(1) 対応等 担当職員に対し、基本協定書の内容をしっかりと把握するよう指導しました。また、書類の確認については、複数の職員で行うよう改めます。</p>
30	教育委員会	スポーツ推進課 (アクアプラザ上田)	<p><b>【意見】</b></p> <p>(2) 施設の設置目的に沿った業務の内容について 指定管理者が自主事業として行っている市の委託事業や水泳教室等は、施設の設置目的に沿った施設本来の業務と考えられます。 指定管理として行う業務範囲を明確にし、管理業務仕様書にも具体的に示す必要があると考えます。</p>	<p>(2) 対応等 指定管理者が行っている各種教室等は自主事業であると考えております 各種教室は自主事業であることを、管理業務仕様書に明記するよう改めます。</p>
30	教育委員会	スポーツ推進課 (アクアプラザ上田)	<p><b>【意見】</b></p> <p>(3) 施設管理運営経費の明確化について 「7 監査対象の概要」(P3)でもわかるとおり、当施設は、燃料費や修繕費の変動が大きく、これにより毎年指定管理料が大きく増減しています。そのため、本来どれだけの管理運営経費が必要であるか、指定管理者の経営努力はどうであったのか等が把握しにくい状況にあると考えます。</p> <p>事業報告時に指定管理者から部門別(指定管理施設分)の決算状況のわかる財務諸表類を提出させ、実態把握や制度導入効果に関係書類と併せて検証すべきと考えます。</p>	<p>(3) 対応等 より詳しく実態把握ができるよう、提出書類等について検討してまいります。</p>